

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	
第 1 3 条 入学を許可された者は、本学の定めた方式 によって宣誓を行うものとする。	第 1 3 条 削除
(中 略)	
第 5 3 条 第 1 0 条第 3 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 2 項ないし第 4 項及び第 7 項本文、 <u>第 1 3 条</u> 、第 1 7 条、第 2 3 条第 5 項及び第 6 項ないし第 2 5 条、第 2 8 条第 1 項ただし書及び第 2 項ないし第 4 項、第 3 0 条ないし第 3 4 条の規定は、大学院学生の場合 に準用する。この場合において、第 2 5 条及び第 3 2 条第 2 項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読 み替えるものとする。	第 5 3 条 第 1 0 条第 3 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 2 項ないし第 4 項及び第 7 項本文、第 1 7 条、第 2 3 条第 5 項及び第 6 項ないし第 2 5 条、第 2 8 条第 1 項ただし書及び第 2 項ないし第 4 項、第 3 0 条ない し第 3 4 条の規定は、大学院学生の場合に準用する。 この場合において、第 2 5 条及び第 3 2 条第 2 項中 「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるも のとする。
(中 略)	
第 5 3 条の 1 5 第 1 0 条第 3 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 2 項ないし第 4 項及び第 7 項本文、 <u>第 1 3 条</u> 、 第 1 7 条、第 1 8 条の 2、第 2 3 条第 5 項及び第 6 項ないし第 2 5 条、第 2 8 条第 1 項ただし書及び第 2 項ないし第 4 項、第 3 0 条ないし第 3 4 条、第 3 6 条第 8 項、第 3 6 条の 2、第 3 8 条、第 3 9 条 (第 2 号の場合に限る。)、第 4 0 条ないし第 4 2 条の 3、第 4 7 条第 1 項及び第 2 項、第 5 1 条及び第 5 2 条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用す る (法科大学院にあつては、第 4 2 条の 2 第 3 項、 第 4 2 条の 3 第 3 項及び第 5 1 条第 2 項を除く。) 。この場合において、第 2 5 条及び第 3 2 条第 2 項中 「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科 長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、 第 3 6 条第 8 項、第 3 6 条の 2、第 3 8 条第 2 項及 び第 3 9 条 (第 2 号の場合に限る。) 中「研究科」と あるのは「研究科又は教育部」と、第 4 0 条第 1 項 中「研究科に転科 (地球環境学舎及び経営管理教育 部にあつては転部)」とあるのは「研究科又は教育 部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究 科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第 2 項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」 と、第 4 1 条中「研究科長 (総合生存学館長、地球環 境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。)」 とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政 策教育部長又は経営管理教育部長」と、第 4 2 条並 びに第 4 7 条第 1 項及び第 2 項中「研究科長」とあ るのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教 育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものと する。	第 5 3 条の 1 5 第 1 0 条第 3 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 2 項ないし第 4 項及び第 7 項本文、第 1 7 条、 第 1 8 条の 2、第 2 3 条第 5 項及び第 6 項ないし第 2 5 条、第 2 8 条第 1 項ただし書及び第 2 項ないし 第 4 項、第 3 0 条ないし第 3 4 条、第 3 6 条第 8 項、 第 3 6 条の 2、第 3 8 条、第 3 9 条 (第 2 号の場合に 限る。)、第 4 0 条ないし第 4 2 条の 3、第 4 7 条 第 1 項及び第 2 項、第 5 1 条及び第 5 2 条の規定は、 専門職大学院等学生の場合に準用する (法科大学院 にあつては、第 4 2 条の 2 第 3 項、第 4 2 条の 3 第 3 項及び第 5 1 条第 2 項を除く。)。この場合にお いて、第 2 5 条及び第 3 2 条第 2 項中「学部長」と あるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策 教育部長又は経営管理教育部長」と、第 3 6 条第 8 項、第 3 6 条の 2、第 3 8 条第 2 項及び第 3 9 条 (第 2 号の場合に限る。) 中「研究科」とあるのは「研究 科又は教育部」と、第 4 0 条第 1 項中「研究科に転 科 (地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転 部)」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、 転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは 「当該研究科又は教育部」と、同条第 2 項中「研究 科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第 4 1 条中 「研究科長 (総合生存学館長、地球環境学舎長及び 経営管理教育部長を含む。以下同じ。)」とあるのは 「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長 又は経営管理教育部長」と、第 4 2 条並びに第 4 7 条第 1 項及び第 2 項中「研究科長」とあるのは「法 学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は 経営管理教育部長」と読み替えるものとする。
(中 略)	
第 6 5 条 第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条 第 1 項及び第 3 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 1 項ない し第 5 項及び第 7 項、 <u>第 1 3 条</u> 、第 1 4 条、第 1 8	第 6 5 条 第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条 第 1 項及び第 3 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 1 項ない し第 5 項及び第 7 項、第 1 4 条、第 1 8 条ないし第

改 正 前	改 正 後
条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部外国学生に準用する。 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、<u>第13条</u>、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院外国学生に準用する。 3～8 (略) (後 略)	26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部外国学生に準用する。 2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院外国学生に準用する。 3～8 (同 左) 附 則 (令和7年達示第46号) この規程は、令和7年7月22日から施行する。